

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、札幌市に居住する身体障害者の生活の安定と福祉の推進を図り、身体障害者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 身体障害者福祉団体の連絡調整
- (2) 身体障害者福祉団体が行う地域活動の推進
- (3) 身体障害者に関する調査及び研究
- (4) 身体障害者の就労に対する支援
- (5) 身体障害者の更生援護に関する相談
- (6) 身体障害者の自立更生に要する資金の貸付け
- (7) 身体障害者のスポーツの振興
- (8) 札幌市の委託業務及び指定管理業務
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、北海道札幌市において行うものとする。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 身体障害者の利益の増進に寄与することを目的とする団体であって、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会において別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 入会は、総会において定める入会の基準に基づき、理事会においてその可否を決定し、これを当該個人又は当該団体に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

- 2 前項の会費については、その全額を公益目的事業以外の事業又は法人会計の費用に充てることができるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、かつ、当該総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 会員を除名したときは、当該会員にその旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員は、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失した場合において、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成及び議決権) 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 常勤の理事及び監事に対する報酬等の額及び支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年5月に1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日前の1週間（総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする場合にあっては2週間）前までに、その通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 会員の除名
 - (4) 解散
 - (5) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る

場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第 18 条 正会員は、法令で定めるところにより、書面によって、総会における議決権を行使することができる。

2 書面によって議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及びその議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 19 条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該総会の議長のほか、当該総会において正会員の中から選出した議事録署名人 2 名が、記名押印する。

(総会運営規則)

第 22 条 総会の運営については、法令又はこの定款で定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第 4 章 役員等

(役員を設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 14 名以上 17 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と法令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 6 理事の職務及び権限については、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定めるところによる。

（監事の職務及び権限）

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第23条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員に対する報酬等及び費用）

第 29 条 役員は無報酬とする。ただし、会長及び監事に対しては、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内の額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、理事及び監事に対する報酬等及び費用については、総会において別に定める規程による。

(顧問)

第 30 条 この法人に、任意の機関として、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めて選任する。

3 顧問は、会長の諮問に答え、会長に対して参考意見を述べる。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問に対して、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 37 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第 25 条第 5 項で定める事項を除く。）を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 39 条 理事会の運営については、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 6 章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第 40 条 この法人の財産の管理及び運用については、理事会において定める規程によるものとする。

(長期の借入れ並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第 41 条 この法人が資金の借入れ（当該事業年度において償還するものを除く。）又は重要な財産の処分若しくは譲受けをするには、総会の決議によらなければならない。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、総会の決議を経て、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、この法人と類似の事業を目的とする次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(1) 公益法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする前条各号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び理事会において別に定める重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第51条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第52条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、札幌市において発行する北海道新聞に掲載する方法による。

第11章 補則

(補則)

第54条 法令又はこの定款で定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特

例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は浅香博文とする。

附 則

改定後のこの定款は、平成 27 年 5 月 28 日から施行する。

改正後のこの定款は、令和元年 6 月 1 日から施行する。